

同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は浦和学院高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は本部を埼玉県さいたま市緑区代山172番地学校法人明星学園浦和学院高等学校内に置き、必要に応じて支部を置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかると共に社会に貢献しかつ母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 会誌・名簿・その他図書印刷物の刊行。
 2. 講演・講習・見学・研究会等の開催。
 3. 会員のために必要な事項の調査研究。
 4. 母校に意見を述べ、また相談に応ずること。
 5. その他必要なる事項。

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
1. 正会員 浦和学院高等学校卒業生。
 2. 特別会員 浦和学院高等学校職員ならびに、かつて在職した者及び在学した者で幹事2名以上の推薦を受けた者。
 3. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、本会を援助するため所定の会費を納入した者で、幹事会の推薦した者。

第3章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- | | | | | | |
|-------|-------|---------|-----------|---------|-----|
| 会 長 | 1 名 | 副 会 長 | 2 名 (1) | 会 計 監 事 | 2 名 |
| 幹 事 長 | 1 名 | 副 幹 事 長 | 1 名 | 事 務 局 長 | 1 名 |
| 常任幹事 | 各期若干名 | クラス幹事 | 各クラス2名 | | |
- 第7条 役員は会員の中から、それぞれ次の方法により選任し、総会の承認を求める。
1. 会長は常任幹事会に於いて選出する。
 2. 幹事長・副幹事長は常任幹事の互選による。

3. 会計監事は常任幹事会に於いて選出する。
4. 常任幹事は常任幹事会が選出にあたり、当該期の同窓会入会式にて承認する。
5. 副会長・事務局長は会長がこれを指名し、常任幹事会の承認を得る。
6. クラス幹事は当該クラスの中から選出する。

第 8 条 役員の任期は 2 年とする。但し留任を妨げない。又、常任幹事、クラス幹事は各学年、クラスの申請により交代することができる。

役員の任期が終了しても後任者の就任するまでは、前任者はその職務を行うものとする。補欠選任された役員の任期は前任者の残留期間とする。

第 9 条 役員の職務内容は次の通りとする。

1. 会長は本会の会務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計監事は本会の会計及び財務を監査する。
4. 幹事長は会長の諮問に応じ、常任幹事会を主宰する。
5. 副幹事長は、幹事長を補佐し、事故あるときは、その職務を代行する。
6. 常任幹事は、各期を代表し、本会の運営上の諸問題を審議決定する。
7. クラス幹事は各クラスを代表し、必要事項を審議する。
8. 事務局長は、事務局を統括する。

第 10 条 本会に顧問、相談役若干名を置くことができる。

顧問、相談役は、会長が委嘱する。但し、相談役の委嘱期間は会長の任期に準ずる。

第 4 章 総 会

第 11 条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は 5 年毎に 1 回会長がこれを召集する。臨時総会は常任幹事会が必要と認める時、及び正会員 200 名以上の要求がある時、会長がこれを召集する。総会は次の事項を付議する。

1. 事業報告
2. 役員の選出
3. その他常任幹事会に於いて必要と認めた事項

第 12 条 総会の召集は全員に対し、少なくとも 1 ヶ月前迄に、会議の目的・日時及び場所を示した召集の通知をするものとする。議決は出席正会員の多数決による。

第 13 条 総会の議決は議長がこれを運営する。議長は会長があたり、もしくは会長がこれを任命し、議事録は議長及び出席正会員 2 名以上が署名し、かつこれを本会に保管する。

第5章 役員会

第14条 役員会は次の通りとし、会長が召集する。

1. 常任幹事会 年3回
2. 幹事会 要求時
3. 運営委員会

第15条 常任幹事会は、第3章第6条に規定した常任幹事をもって構成し、本会運営上の諸問題を審議決定する。常任幹事会の議長は会長があたり議決は多数決による。

幹事会は第3章第6条に規定した幹事をもって構成し、必要事項を審議する。幹事会の議長は幹事長があたる。

第16条 運営委員会は運営委員をもって構成し、職務を執行する。

第6章 専門委員会

第17条 第1章第4条に規定する事業を行うため必要に応じ専門委員会を設けることができる。

第18条 専門委員会は、委嘱を受けた事項について審議し、その結果を会長に報告する。

第19条 専門委員会の運営および組織については別に定める。

第7章 事務局

第20条 本会は事務を処理する事務局を置く。事務局規定は別に定める。

第8章 支部

第21条 支部規定は、本会則に基本を置く限り当該支部に一任する。

支部長は、就任と同時に常任幹事となる。

第9章 資産および会計

第22条 本会の経費は、会費・基本財産または事業から生ずる収入・寄付金およびその他の収入で支弁する。

第23条 本会の会費は次の通りとする。

通常会費 卒業時5,000円を納付する。

卒業後は、必要に応じ正会員より徴収する。

学校援助基金 卒業時5,000円を納付する。

卒業後は、必要に応じ基金に協力する。

賛助会員 一口年額1,000円也、ただし一口以上とする。

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条 会長は毎年度終了後2ヶ月以内に次の書類を作成し、会計監査を受け、これを本部に備えなければならない。

1.財産目録 2.貸借対照表 3.収支決算書 4.事業報告書

第26条 会計監事は、前条の書類を受理した時は、遅滞なく監査し、その結果を同窓会新聞に掲載し会員の承認を得るものとする。

第27条 会計に関する承認は、同窓会新聞でこれを行い時限承認とする。

第10章 表 彰

第28条 同窓会及び母校の発展に寄与し、名誉を高めた者に事務局規定により表彰する。

第11章 付 則

1. 本会の体面を汚した者は、総会または幹事会の決議により会員の資格を失う。
2. 本則に定めなき事項は常任幹事会の決議により、之を定める。

本会則は、昭和56年4月1日	施行
平成 3年2月1日	改訂
平成 4年2月1日	改訂
平成 6年2月6日	改訂
平成 9年3月1日	改訂